

第 40 回平川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 31 年 3 月 12 日 (火) 9 時 33 分～10 時 24 分

2. 開催場所 平川市役所尾上分庁舎 3 階 委員会室

3. 出席農業委員 (18 名)

1 番委員	古川 榮	2 番委員	角田 晃一	3 番委員	三浦 良孝
4 番委員	丹代 純嗣	5 番委員	佐藤 徳樹	6 番委員	小山内 知寛
7 番委員	今井 文雄	8 番委員	小田桐 志賀子	9 番委員	今井 龍美
10 番委員	福士 弘	11 番委員	齋藤 美也子	12 番委員	大川 哲彌
13 番委員	山口 知治	14 番委員	白戸 昭夫	15 番委員	葛西 雅博
16 番委員	柴田 博明	17 番委員	齋藤 久嗣	18 番委員	欠番
19 番委員	三浦 勝志				

4. 出席農地利用最適化推進委員【調査員】 (8 名)

平賀-1	赤平 和総	平賀-2	今井 三男	平賀-3	七戸 茂春
平賀-4	工藤 勉	平賀-5	谷川 信秀	尾上-1	小野 良
尾上-2	葛西 均	碓ヶ関	平山 純一		

5. 出席事務局職員 (3 名)

事務局長補佐	小田桐 功幸	農地係長	中嶋 一朗	専門員	佐藤 千代彦
--------	--------	------	-------	-----	--------

6. 議事日程等

第 1 開 会

第 2 会期の決定

第 3 議事録署名者並びに説明者の指名

第 4 書記の指名

第 5 上程議案

議案第 153 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可処分の取消しについて

議案第 154 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について

議案第 155 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について

議案第 156 号 農用地利用集積計画の決定について

報告第 100 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

報告第 101 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について

報告第 102 号 使用貸借合意解約書の受理について

報告第 103 号 市街化区域内農地の転用届出の受理について

第 6 閉会

7. 会議の概要

・会長あいさつ (省 略)

・農業委員会憲章
唱和 (委員全員) (省 略)

[開会 9時33分]

議長
(柴田 博明)

これより第40回総会を開会いたします。
只今の出席委員は、18名中18名です。
定足数に達しておりますので会議は成立いたします。
会期についてお諮りいたします。
会期を本日1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、会期は本日1日間と決定いたします。
議事録署名者を決定したいと思います。議長より指名するにご異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議長より指名いたします。
7番今井委員、8番小田桐委員の両名にお願いいたします。
議案説明のため、農地利用最適化推進委員、小田桐事務局長補佐、中
嶋農地係長、佐藤専門員の出席を求めました。
書記には、中嶋農地係長を採用いたします。
本日の議案は、お手元に配布してある議案第153号から議案第156号
まで4件、ほかに報告が4件でございます。
それでは、議案第153号を議題とし、事務局より説明を求めます。

佐藤専門員

(議案第153号表題部読上げ後)
2ページをご覧ください。
今回の所有権移転の取消しは1件で、面積が300平方メートル、地目
は畑1筆です。
本件は、平成30年5月11日の総会において「許可」となった案件で
すが、譲受人が許可後所有権移転登記を履行しないまま譲渡人が死亡し、

譲渡人の相続人がそれを知らないまま相続登記をしたため取消しをするもので、後日改めて3条の申請を行う予定です。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第153号について質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長

議案第153号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議案第153号を原案のとおり決定いたします。

それでは、議案第154号を議題とし、事務局に説明を求めます。

佐藤専門員

(議案第154号表題部読上げ後)

総会資料と別紙で配布しております「農地法第3条調査書」と合わせてご覧ください。

6ページをご覧ください。

今回の所有権移転は件数が8件、面積が26,551平方メートルで、田11筆14,746平方メートル、畑16筆11,805平方メートルとなっています。

13ページをご覧ください。

今回の賃貸借権設定は件数が24件、面積107,857平方メートルで、田69筆100,570平方メートル、畑5筆7,287平方メートルとなっています。

14ページをご覧ください。

今回の使用貸借権設定は件数が1件、面積25,538平方メートルで、田23筆24,600平方メートル、畑1筆938平方メートルとなっています。

所有権移転から説明いたします。

それでは、4ページをご覧ください。

今回の3条所有権移転の申請事由は、整理番号194番、195番は、譲渡人の子への贈与です。

整理番号196番は、譲受人の経営拡大による売買です。

整理番号197番は、譲受人の耕作便利による売買です。

整理番号198番は、譲渡人である福祉事務組合が解散することにより、福祉事務組合が所有する農地を無償により譲受するものです。

なお、譲受後は入所者の機能回復のために野菜等を作付するとの事で

す。

整理番号 199 番は、譲受人の経営拡大による売買です。

なお、譲渡人は黒石市にも農地を所有しており、既に同じ譲受人に売買済とのことでした。

整理番号 200 番は、譲渡人の子への贈与です。

整理番号 201 番は、譲受人の経営拡大による売買です。

売買価格は、

整理番号 196 番 総額 300,000 円 10 アール当たり 277,264 円

整理番号 197 番 総額 1,000 円 10 アール当たり 7,937 円

整理番号 199 番 総額 63,840 円 10 アール当たり 428,456 円

整理番号 201 番 総額 621,400 円 10 アール当たり 200,000 円

となっています。

次に、7 ページの賃貸借権設定です。

今回の 3 条賃貸借権設定の申請事由は、整理番号 360 番から 368 番は、借受人の経営拡大による賃貸借権設定です。

整理番号 369 番から 383 番は、農業経営基盤強化促進法から 3 条への再設定です。

なお、整理番号 366 番は、29 ページ、整理番号 84 番と、整理番号 368 番は、29 ページ、整理番号 85 番と関連する案件です。

次に、14 ページの使用貸借権設定です。

整理番号 81 番は、経営移譲年金受給を継続するため再設定するものです。

今回、申請のあった案件については「農地法第 3 条第 2 項各号」には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

次に、担当地区の委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

なお、所有権移転の整理番号 194 番、195 番、200 番、使用貸借権設定の整理番号 81 番については、親族間の移動のため、現地調査を省略いたしました。

それでは、4 番、丹代委員から、所有権移転の整理番号 196 番の報告をお願いします。

4 番丹代委員

所有権移転の整理番号 196 番について、現地を確認してきました。

譲受人の経営拡大による売買との事です。

譲受人は市内在住の農業者で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がない

と思います。
以上です。

議長

次に、平賀-3、七戸推進委員から、所有権移転の整理番号 197 番の報告をお願いします。

平-3 七戸推進委員

所有権移転の整理番号 197 番について、現地を確認してきました。
譲受人の耕作便利による売買との事です。
譲受人は市内在住の農業者で、隣接地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。
以上です。

議長

次に、5 番、佐藤委員から、所有権移転の整理番号 198 番の報告をお願いします。

5 番佐藤委員

所有権移転の整理番号 198 番について、現地を確認してきました。
譲渡人の福祉事務組合解散による無償譲渡との事です。
譲受人は弘前市、黒石市及び平川市で社会福祉事業を行う社会福祉法人で、現在は弘前市の農地を借り入れ入所者の機能回復のため農作業に従事し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もないと思われます。
以上です。

議長

次に、13 番、山口委員から、所有権移転の整理番号 199 番の報告をお願いします。

13 番山口委員

所有権移転の整理番号 199 番について、現地を確認してきました。
譲受人の経営拡大による売買との事です。
譲受人は市外在住の認定農業者で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。
以上です。

議長

次に、7 番、今井委員から、所有権移転の整理番号 201 番の報告をお願いします。

7 番今井委員

所有権移転の整理番号 201 番について、現地を確認してきました。
譲受人の経営拡大による売買との事です。

譲受人は市内在住の農業者で、隣接地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、1番、古川委員から、賃貸借権設定の整理番号360番の報告をお願いします。

1番古川委員

賃貸借権設定の整理番号360番について、現地を確認してきました。借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の農業者で、隣接地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、4番、丹代委員から、賃貸借権設定の整理番号361番の報告をお願いします。

4番丹代委員

賃貸借権設定の整理番号361番について、現地を確認してきました。借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、隣接地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、13番、山口委員から、賃貸借権設定の整理番号362番の報告をお願いします。

13番山口委員

賃貸借権設定の整理番号362番について、現地を確認してきました。借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、平賀-2、今井推進委員から、賃貸借権設定の整理番号363番から365番の報告をお願いします。

平-2 今井推進委員

賃貸借権設定の整理番号363番から365番について、現地を確認して

きました。

借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者である農地所有適格法人で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、2番、角田委員から、賃貸借権設定の整理番号366番の報告をお願いします。

2番角田委員

賃貸借権設定の整理番号366番について、現地を確認してきました。

借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に離農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、1番、古川委員から、賃貸借権設定の整理番号367番の報告をお願いします。

1番古川委員

賃貸借権設定の整理番号367番について、現地を確認してきました。

借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に離農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、9番、今井委員から、賃貸借権設定の整理番号368番の報告をお願いします。

9番今井委員

賃貸借権設定の整理番号368番について、現地を確認してきました。

借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に離農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、8番、小田桐委員から、賃貸借権設定の整理番号369番の報告をお願いします。

- 8 番小田桐委員 賃貸借権設定の整理番号 369 番について、借受人にお会いして現地を確認してきました。
借受人の再設定による賃貸借との事です。
ミニトマトやネギ等の作付を行うとのことでした。
借受人は市内在住の農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。
以上です。
- 議長 次に、尾上-1、小野推進委員から、賃貸借権設定の整理番号 370 番から 375 番の報告をお願いします。
- 尾-1 小野推進委員 賃貸借権設定の整理番号 370 番から 375 番について、現地を確認してきました。
借受人の再設定による賃貸借との事です。
借受人は市内の認定農業者である農地所有適格法人で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。
以上です。
- 議長 次に、17 番、齋藤委員から、賃貸借権設定の整理番号 376 番の報告をお願いします。
- 17 番齋藤委員 賃貸借権設定の整理番号 376 番について、現地を確認してきました。
借受人の再設定による賃貸借との事です。
借受人は市内在住の認定農業者で、隣接地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。
以上です。
- 議長 次に、尾上-2、葛西推進委員から、賃貸借権設定の整理番号 377 番から 379 番の報告をお願いします。
- 尾-2 葛西推進委員 賃貸借権設定の整理番号 377 番と 378 番について、現地を確認してきました。
借受人の再設定による賃貸借との事です。
借受人は市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題が

ないと思います。

次に、賃貸借権設定の整理番号 379 番について、現地を確認してきました。

借受人の再設定による賃貸借との事です。

借受人は、市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、13 番、山口委員から、賃貸借権設定の整理番号 380 番の報告をお願いします。

13 番山口委員

賃貸借権設定の整理番号 380 番について、現地を確認してきました。

借受人の再設定による賃貸借との事です。

借受人は市外在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、1 番、古川委員から、賃貸借権設定の整理番号 381 番の報告をお願いします。

1 番古川委員

賃貸借権設定の整理番号 381 番について、現地を確認してきました。

借受人の再設定による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、13 番、山口委員から、賃貸借権設定の整理番号 382 番の報告をお願いします。

13 番山口委員

賃貸借権設定の整理番号 382 番について、現地を確認してきました。

借受人の再設定による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長	次に、6番、小山内委員から、賃貸借権設定の整理番号383番の報告をお願いします。
6番小山内委員	賃貸借権設定の整理番号383番について、現地を確認してきました。 借受人の再設定による賃貸借との事です。 借受人は市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。 以上です。
議長	現地調査の結果報告と補足説明が終わりました。 それでは、賃貸借権設定の整理番号363番から365番を除き、議案第154号について、質疑、ご意見を求めます。
尾-1小野推進委員	賃貸借権設定の整理番号369番についてですが、借受人の借入地の面積と今回の申請地の面積が同じなのですが、同じ農地ですか。
佐藤専門員	5年前の新規就農で、農地と、付随したハウスも借りていちごを作付するとのことで賃貸借権を設定しました。 当初と面積は変わっておりません。
尾-1小野推進委員	新規就農ということで、下限面積の条件にひっかからないということよろしいでしょうか。
佐藤専門員	いちごを作付なので、集約農業に該当し、下限面積以下ではありますが、当初総会で皆様の承認を得て許可となっております。
尾-1小野推進委員	わかりました。
議長	ほかに質疑、ご意見等ありませんか。 (「なし」の声あり)
議長	賃貸借権設定の整理番号363番から365番を除き、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

次に、賃貸借権設定の整理番号 363 番から 365 番につきましては、6 番小山内委員に関する事項ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定に準じ、退席を求めます。

(6 番小山内委員 退席)

議長 それでは、賃貸借権設定の整理番号 363 番から 365 番について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 賃貸借権設定の整理番号 363 番から 365 番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
6 番小山内委員の入室を許可します。

(6 番小山内委員 入室、着席)

議長 次に、議案第 155 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

佐藤専門員

(議案第 155 表題部読上げ後)

総会資料と別紙で配布しております「農地転用許可基準説明書」と合わせてご覧ください。

16 ページをご覧ください。今回の 4 条転用許可申請は件数が 1 件、面積 342 平方メートルで、地目は田です。

整理番号 12 番は 17 ページが位置図、18 ページが案内図、19 ページが土地利用計画図です。

申請地は市役所本庁舎から北東へ約 590 メートルに位置する小和森集落の外れの農地です。申請事由は「農家住宅建築用地」です。

農地区分については、申請地を含めて一団で存在する農地を分断する要因が見あたらず、一団の農地の規模が 10 ヘクタール以上であることから、第一種農地に該当すると思われます。

第一種農地における農地転用は原則不許可ですが、「集落に接続して設置される日常生活上必要な施設」は例外的に許可できることとなっており、今回の申請はこれに該当するものと思われます。

また、転用計画の確実性など一般の基準に関しても、現地及び提出書

類を確認したところ、特に問題はありませんでした。

よって、今回の申請は許可基準を全て満たしているものと判断し、許可相当と考えられます。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査に立ち会いました、12番大川委員、14番白戸委員、補足説明がありましたらお願いします。

12番大川委員

整理番号12番について、3月1日に現地を確認してきました。

今回の申請地は、市役所本庁舎から北東へ約590メートルに位置する、小和森集落の外れの農地です。

転用目的は農家住宅の建築とのことで、現地では申請者ご本人に立ち会っていただくことができました。

他法令の許可などについても、許可の見込みを得ております。

先ほどの事務局の説明より、本件の農地区分は第一種農地と考えられますが、不許可の例外に該当し、一般基準も満たしております。

よって、今回の申請は問題がないものと思われます。

以上です。

議長

暫時休憩いたします。

【休憩開始 10時 6分】

【会議再開 10時 11分】

議長

それでは、議案第155号について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、議案第155号を、原案のとおり「許可すべきもの」と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議案第155号を、原案のとおり「許可すべきもの」と決定いたします。

次に、議案第156号を議題とし、事務局に説明を求めます。

佐藤専門員

(議案第156号表題部読上げ後)

22 ページをご覧ください。

今回の所有権移転は件数が 8 件、面積 30,672 平方メートルで、田 15 筆 27,664 平方メートル、畑 3 筆 3,008 平方メートルとなっております。

23 ページをご覧ください。

今回の利用権設定は件数が 2 件、面積 2,627 平方メートルで、地目は全て田です。

それでは所有権移転の案件から説明いたします。

整理番号 221 番から 228 番は全て譲受人の「経営拡大」による売買です。

なお、整理番号 221 番は 29 ページ整理番号 83 番と関連する案件です。

続いて利用権設定の案件について説明いたします。

整理番号 164 番は、借受人の経営拡大による利用権設定です。

整理番号 165 番は、農地中間管理事業による利用権設定です。

なお、整理番号 164 番は 27 ページ整理番号 132 番と関連する案件です。

今回、申請のあった案件については「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項」の各要件をすべて満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

農用地利用調整会議に出席されました 1 番古川委員、19 番三浦委員、補足説明がありましたらお願いします。

1 番古川委員

私の方から所有権移転の売買価格をお知らせします。

整理番号 221 番	総額	500,000 円	10 アール当たり	243,310 円
------------	----	-----------	-----------	-----------

整理番号 222 番	総額	601,250 円	10 アール当たり	250,000 円
------------	----	-----------	-----------	-----------

整理番号 223 番	総額	1,986,900 円	10 アール当たり	300,000 円
------------	----	-------------	-----------	-----------

整理番号 224 番	総額	100,000 円	10 アール当たり	104,932 円
------------	----	-----------	-----------	-----------

整理番号 225 番	総額	550,000 円	10 アール当たり	212,684 円
------------	----	-----------	-----------	-----------

整理番号 226 番	総額	1,349,400 円	10 アール当たり	295,144 円
------------	----	-------------	-----------	-----------

整理番号 227 番	総額	2,000,000 円	10 アール当たり	357,080 円
------------	----	-------------	-----------	-----------

整理番号 228 番	総額	1,763,100 円	10 アール当たり	300,000 円
------------	----	-------------	-----------	-----------

となっております。

以上です。

議長

補足説明が終わりました。

それでは、利用権設定の整理番号 164 番を除き、議案第 156 号について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 利用権設定の整理番号 164 番を除き、議案第 156 号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、利用権設定の整理番号 164 番を除き、議案第 156 号を原案のとおり決定いたします。

次に、利用権設定の整理番号 164 番につきましては、6 番小山内委員に関する事項ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定に準じ、退席を求めます。

(6 番小山内委員 退席)

議長 それでは、利用権設定の整理番号 164 番について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 利用権設定の整理番号 164 番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、利用権設定の整理番号 164 番を原案のとおり決定いたします。

6 番小山内委員の入室を許可します。

(6 番小山内委員 入室、着席)

議長 次に、報告 4 件を一括して、事務局から説明願います。

佐藤専門員

(報告第 100 号表題部読上げ後)

25 ページをご覧ください。

平成 30 年 12 月から平成 31 年 2 月までの 3 か月間の届出件数は 20 件で、面積は 290,373 平方メートル、田 89 筆、畑 105 筆となっています。

(報告第 101 号表題部読上げ後)

27 ページをご覧ください。

今回の届出件数は3件、面積12,987平方メートルで、田11筆12,987平方メートル、となっています。

整理番号131番から整理番号133番は、貸付人の都合による解約です。

整理番号131番、133番は解約後自作するとのことです。

整理番号132番は、3条から基盤強化法による貸借に変更するとの事です。

なお、整理番号132番は、23ページ、整理番号164番と関連する案件です。

(報告第102号表題部読上げ後)

29ページをご覧ください。

今回の届出件数は3件、面積17,256平方メートルで、田6筆14,740平方メートル、畑3筆2,516平方メートルとなっております。

整理番号83番は、他者へ売買するための解約です。

整理番号84番、85番は、他者へ貸付するための解約です。

なお、整理番号83番は、21ページ整理番号221番と整理番号84番は、8ページ整理番号366番と整理番号85番は、9ページ整理番号368番と関連する案件です。

(報告第103号表題部読上げ後)

31ページをご覧ください。

今回の5条転用届出件数は1件で、畑1筆、面積969平方メートルです。

整理番号1番は、32ページが位置図、33ページが案内図、34ページが土地利用計画図です。

届出地は、尾上総合支所から南へ約150メートルに位置する南田集落内の農地で、転用目的は「駐車場」です。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

報告事項ではございますが、何か聞きたいことがありましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

議長

これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

ご協力ありがとうございました。

[閉会 10時24分]